

関係法人各位

静岡県経営管理部財務局税務課長

個人県民税の寄附金税額控除に係る寄附者名簿の提出等について(依頼)

日頃から、本県の税務行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴法人が個人県民税の寄附金税額控除制度の対象となる寄附金を受領した場合には、お手数ですが、下記事項について御留意の上、各寄附者への対応及び県内市町への寄附者名簿の提出について御協力いただくようお願いいたします。

また、制度の詳細につきましては、県ホームページに掲載しておりますので、御確認いただくようお願いいたします。

個人県民税の寄附金税額控除制度とは...

寄附者が確定申告を行うことで、寄附した金額の一定割合が、個人県民税から控除される制度です。

記

1 対象となる寄附金について

静岡県内に主たる事務所を有する公益法人、学校法人、社会福祉法人、認定特定非営利活動法人等に対する寄附金、かつ、当該法人の主たる目的である業務に関連する事業に充当される寄附金が対象となります。

(注1)個人からの寄附金に限ります。(法人からの寄附金は対象外です。)

(注2)学校法人の場合は、特定公益増進法人等の証明を受けていることが必要となります。

2 寄附者への対応について

当該寄附金控除制度の御案内と寄附金受領書(証明書)の交付をお願いいたします。

既に受領書等を発行している場合は、改めて交付する必要はありません。

3 寄附者名簿について

(1) 寄附者名簿は、市町ごとに作成の上、毎年3月15日までに該当市町に送付してください。(該当する県内市町のみで結構です。)

県外に主たる事務所を有する法人を除き、県に名簿を提出する必要はありません。

(2) 寄附者名簿に載せる対象者は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに受領した寄附金の寄附者です。

令和5年1月1日以降の寄附金についての名簿は、令和6年3月15日までに該当市町へ提出していただくこととなります。

4 県ホームページについて

アドレス：<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002336/1002341/index.html>

(または「静岡県 条例指定寄附金」で検索してください。)

5 来年以降の対応について

来年以降は、本通知を郵送しない代わりに、県ホームページにて御案内させていただきます。

寄附者への対応及び県内市町への寄附者名簿の提出について、引き続き、御理解と御協力をいただくようお願いいたします。

担 当 税制広報班 杉浦  
電話番号 054-221-2974

## 名簿の提出先の考え方について

< 事例 > A 法人が次のような寄附を受けた場合

氏名	住所	寄附金額	寄附金の受領日
B 氏	静岡市葵区追手町...	(注1) 1,000	令和4年1月1日
C 氏	静岡市葵区常磐町...	100,000	令和4年3月10日
D 氏	浜松市中区中央...	20,000	令和4年5月15日
E 氏	浜松市天竜区二俣町鹿島...	30,000	令和4年7月20日
F 氏	沼津市高島本町...	40,000	令和4年9月25日
G 氏	熱海市中央町...	50,000	令和4年11月30日
H 氏	東京都品川区北品川(注2)	100,000	令和4年12月31日
I 氏	三島市北田町...	30,000	令和5年1月15日(注3)



A 法人が作成する名簿及び提出先は以下のとおりとなります。

(いずれも「市(町)民税担当課あて」で結構です。)

個人県民税の控除作業は各市町が行うため、県への名簿提出は不要です。

静岡市役所

氏名	住所	寄附金額	寄附金の受領日
B 氏	静岡市葵区追手町...	1,000	令和4年1月1日
C 氏	静岡市葵区常磐町...	100,000	令和4年3月10日

浜松市役所

氏名	住所	寄附金額	寄附金の受領日
D 氏	浜松市中区中央...	20,000	令和4年5月15日
E 氏	浜松市天竜区二俣町鹿島...	30,000	令和4年7月20日

沼津市役所

氏名	住所	寄附金額	寄附金の受領日
F 氏	沼津市高島本町...	40,000	令和4年9月25日

熱海市役所

氏名	住所	寄附金額	寄附金の受領日
G 氏	熱海市中央町...	50,000	令和4年11月30日

(注1) B 氏が A 法人以外の法人にも寄附している場合、B 氏の寄附金合計額が 2,000 円を超えることで税額控除が受けられる場合もあります。このため、寄附金額が 2,000 円未満の場合も名簿に記載願います。

(注2) H 氏の住所が東京都(県外)のため、(上記事例の場合) 東京都庁又は品川区役所から別途依頼の無い限り、H 氏の名簿を東京都等に提出する必要はありません。(他県に住所がある場合も同様)

(注3) I 氏からの寄附金の受領日が令和5年1月1日以降であるため、翌年の名簿に記載願います。

< 資料 2 >

No. \_\_\_\_\_

## 寄附金受領証明書

( 寄附金の名称 : \_\_\_\_\_ )

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

¥ \_\_\_\_\_

上記の金額を受領いたしました。

年 月 日

印

この寄附金を個人住民税の控除対象寄附金として条例で指定している自治体に、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの方は、確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告を行うことにより、所得税と住民税の寄附金控除の適用を受けられます。

所得税の確定申告を行わない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は「道府県民税・市町村民税 寄附金税額控除申告書」に必要事項を記入の上、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市町村へ申告してください。ただし、この場合は所得税の控除は受けられませんのでご注意ください。

様式第 8 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

## 年分 寄附者名簿

( 寄附金の名称 : )



静岡県税賦課徴収規則第 18 条の 3 第 3 項に基づく「個人県民税税額控除対象寄附金の指定通知書」を受領している法人又は団体のみ記載

所在地  
名 称

静岡県 分

年 月 日 ~ 年 月 日

氏 名	住 所	寄附金額	寄附金を 受領した 年月日

- ( 注 ) 1 この寄附者名簿は寄附者の住所地の市町別に別葉で作成し、寄附を受けた翌年の 3 月 15 日までに各市町の税務担当課に提出してください。
- 2 寄附者氏名は五十音順で御記入ください。

本様式の電子データは県ホームページに載せていますので、ご利用ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002336/1002341/index.html>